

令和5年5月2日

保護者の皆様

守口市立守口小学校長

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策等について

平素は本校教育活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

このたび、5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策等について、国や府の方針を踏まえ、市教育委員会より通知がありました。

つきましては、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、下記のとおり、教育活動を進めてまいりますので、引き続き、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

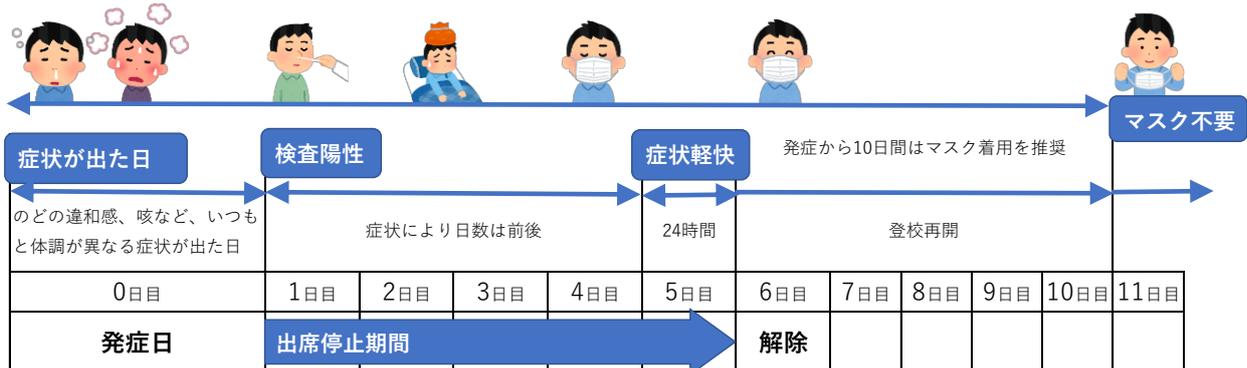
記

1. 5類感染症への移行後の感染症対策について

- ・ 欠席する際の連絡など家庭との連携による児童の健康状態の把握や適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導に引き続き努めてまいります
- ・ 学校教育活動においては、これまでもお示ししておりますとおり、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・ 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えることや、児童間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を行います。

2. 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間等について

- ・ 発症から5日間経過し、かつ症状軽快後24時間を経過するまでの間、出席停止とします。
- ・ なお、症状が軽快してからも発症から10日間を経過するまではマスク着用が推奨されています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけが変更されることに伴い、保健所から「濃厚接触者」として特定されることがなくなります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の恐れがある場合、学級閉鎖等の措置をとることがあります。その際は別途ご連絡させていただきます。



3. お願い

- ・ハンカチ・ティッシュ等、感染症対策のために必要な持ち物を携行いただきますようお願いいたします。
- ・これまでご協力いただいております健康観察カード等を活用した検温結果把握については行いませんが、今後も、お子様の健康状態にご留意いただき、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理せずに自宅で休養するようご協力をお願いいたします。
- ・欠席される際にはお子様の症状等をご連絡いただきますようお願いいたします。